平成２２年（フ）第２０３号
佐賀県佐賀市若宮１丁目２番26号
債務者　松中智佳子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
佐賀県佐賀市水ケ江４丁目９番22号
債務者　立川　博康
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
佐賀県佐賀市水ヶ江２丁目４番10号
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
佐賀県佐賀市中の館町３番２号
債務者　迎　　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
佐賀県小城市牛津町上砥川405番地114
債務者　川﨑　香織（旧姓中土井）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
佐賀県多久市東多久町大字別府5462番地４
債務者　水野　知代
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子146番地
債務者　本村　輝幸
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字扇町2292番地２
債務者　深川　朱美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
佐賀県小城市小城町池上3601番地
債務者　塚原佐代子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
佐賀県佐賀市高木瀬東６丁目６番126号
債務者　内山　周作
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
佐賀県佐賀市高木瀬東６丁目６番126号
債務者　内山小百合
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
佐賀県鳥栖市儀徳町2222番地12
債務者　馬場　律子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉39番地１
債務者　山﨑　寿子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
佐賀県伊万里市立花町3557番地１
債務者　井本　孝明
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１７号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1318番地１
債務者　井本　哲朗
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１３号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分1196番地
債務者　池上　宏行
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１６５号
佐賀県伊万里市大川町大川野3178番地14
債務者　諸石　千秋
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４４８号
大分市大字宮崎1574番地の21
債務者　白石　智幸
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係